

## 第5章 自殺対策の推進体制

### 1 自殺対策の推進体制

#### (1) 練馬区自殺対策推進会議

区内の保健、医療、福祉、教育等の関係機関と区が連携して自殺対策を総合的かつ効果的に推進するため、本会議を中心にネットワークを構築します。

- 【構成】 保健関係者（学識経験者、NPO法人）  
医療関係者（医師会、精神科医療機関）  
福祉関係者（民生児童委員、社会福祉協議会、練馬区介護サービス事業者連絡協議会）  
教育関係者（学校関係者、小学校長、中学校長、高等学校長）  
経済・労働関係者（練馬産業連合会、練馬区労働組合協議会）  
自殺防止等に関する関係機関等（警察署、西武鉄道株式会社、弁護士）

#### (2) 練馬区自殺対策検討委員会

自殺対策に関連する部長・課長を構成員とする練馬区自殺対策検討委員会が中心となり、庁内の関係部署が連携・協力して自殺対策を一層推進します。

- 【構成】 委員長：担任副区長  
副委員長：健康部長  
委員：産業経済部長、福祉部長、高齢施策担当部長、保健所長、教育振興部長、こども家庭部長  
部会長：保健所長  
副部会長：保健予防課長  
部会員：健康部長、広聴広報課長、人権・男女共同参画課長、人材育成課長、収納課長、国保年金課長、経済課長、障害者施策推進課長、生活福祉課長、総合福祉事務所長（1）、高齢社会対策課長、健康推進課長、保健相談所長（2）、教育指導課長、学校教育支援センター所長、青少年課長、子ども家庭支援センター所長

### 2 練馬区自殺対策計画の進捗管理

練馬区自殺対策検討委員会において計画に基づく施策・事業の進捗状況を確認します。進捗状況は年に1回、練馬区自殺対策推進会議に報告し、ご意見を伺うとともに必要に応じて改善しながら、より実効性のある取組を進めます。